

パブリックコメント手続の実施結果について

- ・ 案 件 名 伊東市景観条例施行規則の一部変更（案）
- ・ 実 施 期 間 平成31年4月6日（土）から令和元年5月6日（月）まで
- ・ 担 当 課 建設部都市計画課
- ・ 意見提出数 1人・3件

「伊東市景観条例施行規則の一部変更（案）」に対していただいたご意見と市の考え方

No.	区分	意見内容	市の考え方
1	総論	<p>今回の「伊東市景観条例施行規則の一部変更」（案）は、「伊東市景観計画の見直し」に伴い実施することですので、このことについて、公式に市民に意見を求めるとき（パブリックコメント）はまず、確定（告示・公衆の縦覧）した「伊東市景観計画の一部見直し」（計画の変更）を示すべきだと思慮致します。</p> <p>しかし、計画の変更について告示も公衆の縦覧も行われていないことから、まだ確定はしていないと言うこととなります。伊東市景観計画の変更も伊東市景観条例施行規則の変更も、まだその検討過程の内にあるということになる訳ですが、そうであるならば、今回のパブリックコメントの募集に当たっては、確定直前の「伊東市景観計画の見直し」（案）を示すべきだと思慮致します。</p>	<p>この度の「伊東市景観条例施行規則の一部変更」に係るパブリックコメントにつきましては、意見募集の際にお示しした「概要」で説明しておりますとおり、「太陽光発電設備その他これに類するもの」を伊東市景観条例における届出対象行為として追加することに対し御意見をいただきたく実施したところであります。</p> <p>御指摘いただきました確定前の「伊東市景観計画の見直し」（案）を示すことにつきましては、伊東市景観計画の見直しの検討状況に制限されることなく幅広い観点からの意見をいただきたいことから示しておりませんが、資料提供不足との御意見につきましては、御意見の趣旨を踏まえ、今後の参考にさせていただきます。</p>

2	総論	<p>「伊東市景観計画の一部見直し」のパブリックコメントは、平成31年1月14日に締め切られていますので、それから既に4か月が経とうとしています。「伊東市景観条例施行規則の一部変更」も同時期に作業が進められていれば、今頃はいずれも稼働できていたかもしれません。「伊東市景観条例施行規則の一部変更」の施行は、公布から2か月後だとすれば、さらに時間がかかることになります。</p> <p>大規模な「太陽光発電設備」の建設が伊東市においても増加しているが故の「伊東市景観計画の一部見直し」及び「伊東市景観条例施行規則の一部変更」である訳ですから、行政施策としては極めてスピード感に欠け、現状認識と矛盾しているものと思慮致します。</p>	<p>伊東市景観計画の見直しに際しては、伊東市景観審議会や伊東市都市計画審議会に意見を聴取するなどの経過を要するものであることから、それらの性質を踏まえ、スピード感を意識して作業を進めるよう努めてまいります。</p>
3	総論	<p>大規模な「太陽光発電設備」の建設が伊東市においても増加しているという現状認識を踏まえるならば、景観法に基づく「行為の制限」をできるだけ早く稼働させるために、見直し中の「伊東市景観計画」を速やかに確定し、景観法に基づきこれを告示し、公衆の縦覧に供すべきだと思慮致します。</p> <p>さらに、「伊東市景観条例施行規則の一部変更」の施行は、公布から2か月後ではなく、公布即日施行にすべきだと思慮致します。</p>	<p>伊東市景観計画の見直しにつきましては、今回の「伊東市景観条例施行規則の一部変更」の告示及び当該景観計画の告示を行い確定し、公衆の縦覧に供します。</p> <p>また、公布日を以て施行日にするべきとの意見につきましては、事業を計画する者に対しての周知及び準備期間として、相当の期間は必要であると考えております。</p>

